

議案第 2 号

木古内町福祉灯油等支給条例の一部を改正する条例制定について

木古内町福祉灯油等支給条例（昭和 21 年条例第 21 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 11 月 26 日提出
木古内町長 鈴木 慎也

木古内町福祉灯油等支給条例の一部を改正する条例

木古内町福祉灯油等支給条例(平成21年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第4条中「12,000円」を「20,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年11月1日から適用する。